

令和2年度

山陽小野田市自立支援協議会

と き：令和2年11月12日（木）14：00～
ところ：高千帆福祉会館 会議室（2階）

会 議 次 第

- 1 部長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 議事
 - (1) 相談支援の状況について
 - (2) 地域課題の取組みについて
 - (3) アンケート結果からみた地域課題について
 - (4) その他

資料目次

○山陽小野田市自立支援協議会委員名簿	1
○相談支援の状況について	2
○地域課題への取組みについて	6
○アンケート結果からみた地域課題について	9
○山陽小野田市執行機関の付属機関に関する条例（抜粋）	15
○山陽小野田市自立支援協議会規則	16

山陽小野田市自立支援協議会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

1	山陽小野田市学校教育課	指導主事	稲田 貴子
2	小野田心和園	精神保健福祉士	入来 芳枝
3	相談支援事業所のぞみ	主任相談支援専門員	植木 亨
4	社会福祉法人神原苑	管理者	澤村 知美
5	宇部公共職業安定所	次長	谷口 健吾
6	指定障害福祉サービス事業所まつば園	職業指導員	東條 沙和
7	一般公募		中川 正治
8	光栄会障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	中村 研次
9	山陽小野田市民生児童委員協議会	副会長	中村 尚子
10	山陽小野田精神保健家族会		西澤 咲智子
11	山口大学大学院医学系研究科	講師	長谷 亮佑
12	一般公募		濱田 陽介
13	山陽小野田医師会	理事	廣田 勝弘
14	山陽小野田市障害者協議会	会長	宮川 力雄
15	山陽小野田市手をつなぐ育成会	理事長	矢田 英治
16	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	会長	山下 聡之
17	山口県宇部健康福祉センター	主任	山本 博子
18	山陽小野田子ども発達支援センター とことこ	施設長	吉水 多加志
19	山陽小野田市社会福祉協議会	地域福祉課主任主事	若松 勇輔
20	山陽小野田医師会訪問看護ステーション	管理者	渡辺 芳枝

1 相談支援の状況について

相談支援事業所での相談状況について

令和元年度から「相談支援事業所のぞみ」に 24 時間 365 日体制での相談支援事業を委託しており、相談件数は次のとおりである。

(1) 相談件数 (件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (4 月～9 月)
新規	128	109	68
再来	732	886	670
合計	860	995	738

※平成 30 年度までは宇部市との協定により、3 か所の相談支援事業所に業務委託を行っていたが、相談件数としては、相談支援事業所のぞみが全体の 60～70%を占めていた。

(2) 障がい別相談件数 (件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (4 月～9 月)	
① 身体障がい	35	24	16	12.2%
② 重度心身障がい	0	0	0	0%
③ 知的障がい	66	45	37	28.2%
④ 精神障がい	97	114	54	41.2%
⑤ 発達障がい	21	55	18	13.7%
⑥ 高次脳機能障がい	0	9	3	2.3%
⑦ その他	10	4	3	2.3%
合計	229	251	131	100.0%

(3) 支援方法別相談件数 (件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (4 月～9 月)	
① 訪問	169	145	78	10.6%
② 来所	38	41	27	3.7%
③ 同行	37	78	29	3.9%
④ 電話	330	332	190	25.7%
⑤ メール	0	0	0	0%
⑥ 個別支援会議	24	31	31	4.2%
⑦ 関係機関との連絡	262	368	383	51.9%
⑧ その他	0	0	0	0%
合計	860	995	738	100.0%

(4) 相談内容別件数

(件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (4 月～9 月)	
① 福祉サービスの利用等	518	505	244	25.1%
② 障がいや病状の理解	12	33	12	1.2%
③ 健康・医療	9	10	13	1.3%
④ 不安の解消・情緒安定	370	339	166	17.1%
⑤ 保育・教育	3	24	4	0.4%
⑥ 家族関係・人間関係	153	102	52	5.4%
⑦ 家計・経済	57	49	22	2.3%
⑧ 生活技術	6	4	15	1.5%
⑨ 就労	68	63	36	3.7%
⑩ 社会参加・余暇活動	1	0	0	0%
⑪ 権利擁護	28	1	1	0.1%
⑫ その他	258	400	406	41.8%
合計	1,483	1,530	971	100.0%

◆令和 2 年度における相談内容

① 福祉サービスの利用等	情報提供、施設見学同行、福祉サービス申請支援、施設体験調整
② 障がいや病状の理解	統合失調症の理解、知的障がい者の理解、発達障がいの理解
③ 健康・医療	レスパイト入院の支援、受診同行、訪問看護利用調整
④ 不安の解消・情緒安定	情緒の安定、生活の不安解消、将来の不安解消
⑤ 保育・教育	療育についての相談、就学に関する相談
⑥ 家族関係・人間関係	家族関係、職場の人間関係、知人との関係
⑦ 家計・経済	障がい基礎年金申請、特別定額給付金の申請支援
⑧ 生活技術	ごみ処理に関する相談
⑨ 就労	就職情報、障害者就業・生活支援センターの紹介
⑩ 権利擁護	権利擁護事業申請支援
⑪ その他	関係機関との連携、個別支援会議

(5) 地域生活支援拠点整備による実績

平成 31 年 4 月 1 日に地域生活支援拠点の整備を行っている。

(ア) 相談件数

(件)

	令和元年度	令和 2 年度 (4 月～9 月)
実件数	24	15
延件数	122	35

(イ) 実件数の障がい別内訳 (件)

	令和元年度	令和2年度(4月~9月)
① 身体障がい	2	1
② 知的障がい	12	3
③ 精神障がい	6	6
④ 児童	4	5
合計	24	15

(ウ) 夜間・休日の相談延件数

	令和元年度	令和2年度(4月~9月)
① 夜間	21	13
② 休日	44	8
合計	65	21

※(ア)の延件数から見ると、半数以上の相談が夜間・休日となっている。

(エ) 対応内容(予定を含む)

① 困難事例への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・引きこもり支援・グループホーム利用調整 ・一般就労継続支援・サービス利用支援 ・施設見学、施設訪問・個別支援会議への参加 ・保育園利用調整・病院訪問・家族支援・医療観察制度
②地域の相談支援体制強化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の相談支援事業所への支援 ・身体障がい者相談員、知的障がい者相談員研修会への参加 ・小・中学校、支援学校との連絡調整
③ 地域移行・地域定着の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院入院中の方の退院支援及びグループホームへの引率
④ 成年後見制度利用支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用に関する契約の調整 ・生活用品購入に関する金銭の受渡し及び管理援助
⑤ 虐待防止に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内での虐待相談対応
⑥ 医療的ケア児に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児連絡会議への参加

(オ) 地域生活支援拠点整備事業の情報の事前登録について

家族の入院等緊急時に、障がいのある方へ医療や障がい福祉サービスの調整を行うためには、状況把握が必要になる。早急に調整を行うためには、障がいのある方がどのような支援が必要なのか、どのような医療を受けておられるのか、またどのような事に気を付けていかなければならないか等の情報が必要となるため、同意をいただいた上で、事前に状況の登録を行うこととしている。

① 訪問対象者

障がい福祉サービスを利用されていない療育手帳所持者のうち、本人 40 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方 10 人を対象に訪問を実施

※今後は療育手帳所持者本人 20 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方、身体障がい者手帳所持者のうち、視覚、聴覚障がいの 20 歳以上で同居家族が 70 歳以上のみの方等対象を拡大するとともに、毎年同じ条件での新たな対象者の抽出を行うこととしている。

② 訪問結果

【4名の事前登録あり】

家族構成	状況
1 本人・父母の3人暮らし	遠方の姉妹には支援を依頼しているが、緊急時の対応は困難である。何かあった時ではなく、今親が動ける間にできることはしておきたい。
2 本人・父母の3人暮らし	5～6年後には支援をしてくれる所への入所を検討していた。
3 本人・母の2人暮らし	市内に親族は居るが、高齢で頼ることは困難。
4 本人・母の2人暮らし	隣市に本人の兄妹あり。今後の事は相談したいと思っていた。

【事前登録なしの理由】

- ・兄弟夫婦が面倒を見てくれることになっている。隣人の支援を受けている。
- ・今のところ困ってはいない。
- ・登録は父母のどちらかが支援ができなくなった時に行いたい。
- ・訪問をきっかけに就労サービス利用を開始

【訪問時の声】

- ・事前登録については、とても良い取組だと思う。地域を訪問する取組についても「全ての障がい者を訪問することは難しいと思うが、支援の必要性が高い人に絞って訪問することはとても良い取組だと思う。訪問して状況の把握や当事者やその家族の声を聴いて欲しい。
- ・事前登録や相談窓口を知れてよかった。

③ 訪問後の取組み

地域生活支援拠点となる相談支援事業所へ情報提供することについての同意を得ているため、「相談支援事業所のぞみ」と、①災害時の支援、②障害支援区分認定、③サービス調整、④成年後見制度、等支援の必要性について協議を行い、必要時訪問により説明を行うとともに、毎年、状況の確認を行うこととしている。

2 地域課題への取組みについて

(1) 定例会

(ア) 目的：地域の課題について、地域の関係者が定期的に集まり、情報共有及び協議を行うために、定例会を行う。

- ① 関係機関との顔の見えるネットワークを構築し、連携強化を図る。
- ② 相談状況や事業所の現状を把握する。
- ③ 相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所の資質の向上を図る。

(イ) 開催日時：原則毎月第1木曜日 13：30～15：00

(ウ) 参加者：相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所（障がい児、通所施設、入所施設等）、社会福祉協議会、訪問看護事業所、ケアマネジャー、行政（障害福祉課）

(エ) 令和2年度の内容・参加者数

開催日	内容	参加人数
6月4日	障害者就業・生活支援センターについて	18人
7月2日	施設見学「グループホーム：ウィズライフ創」	23人
8月6日	障害年金について	21人
11月5日	ライフステージの変化に対応できる支援について語ろう	
12月3日	地域生活支援拠点について	
1月7日	研修「合理的配慮とは？障がい者の権利と事業者の義務」	
2月4日	手話に触れよう	
3月4日	関係機関の情報提供	

※新型コロナウイルスの関係で、施設が使用できず、今年度の開催は少ない状況である。

(2) 運営委員会

(ア) 協議会の円滑な運営及び、施策の推進のために運営委員会を置く

(イ) 開催日時：3か月に1回

(ウ) 参加者：相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、行政（障害福祉課）

(エ) 令和2年度参加者数

開催日	参加人数
6月4日	5人
10月8日	6人
12月3日	
3月4日	

◆定例会・運営委員会で報告された課題

課題	詳細・対応等
障がいに対する理解の促進	<p>◆地域の方の障がいに対する理解が必要</p> <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 あいサポーター研修など、障がいの理解に関する研修会の開催 2 精神保健福祉講座での障がいの理解に対する普及啓発の継続 3 健康フェスタでのPR 4 FMサンサンきららでのPR
緊急時の受入	<p>◆緊急時の短期入所の受入（自傷・他害・発作・医療的処置が必要な場合の受入が難しい）</p> <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設職員のスキルアップのための研修会の周知
相談窓口の周知	<p>◆障がいになった時は、どこに相談してよいか分からなかった</p> <p>◆ライフステージに合わせた相談窓口が必要</p> <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談窓口の周知及び相談窓口の連携
家族支援	<p>◆保護者の障がいへの受容が困難な場合がある</p> <p>◆保護者や家庭に支援が必要なケースが増えている印象がある</p> <p>◆障がいも悩みの度合いも違う</p> <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対応について事業所と保護者が共有し、事業所だけではなく、家庭においての関わりにも取り入れてもらう。 2 一人で関わると人間関係が崩れたら関わるができなくなる。チームで関わる必要がある。 3 ペアレントメンターの養成が必要である。（保護者間で話をする必要があることがある。）
児童のサービス利用に係る支援	<p>◆療育の必要性と支給量の判断が困難</p> <p>◆放課後等デイサービスを預け先と思っている保護者もいる。（保護者としては、なかなか目の前の子どもの将来のことまでは想像しにいのではないか）</p> <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活習慣の定着や児童の特性に応じた関わり方等を保護者も習得するという目的を当初から示す必要がある。 2 利用当初からサービス利用における将来の目標を掲げ、その目標達成にどのくらいの支援の必要性があるのか、達成できれば、サービス終了となることを示すことも必要がある。 3 児童発達支援を利用後、放課後等デイサービスへスライドするのではなく、早期に療育を始め、保育園や幼稚園への移行や小学校入学後は児童クラブに入ることを目標に支援を行う事も必要である。 4 将来の生活をどのようにイメージできるかが大切である。相談員は、保護者がイメージできるよう声をかけながら支援をする必要がある。

	<p>5 事業所の意識も変えていかなければならない。事業所でどのように支援するかだけでなく、保護者と児童のことを一緒に考えながら、自宅での関わりも含めた支援ができるよう事業所の意識も変えていかなければならない。</p> <p>6 ライフステージに合わせどのような支援を行ったらよいか、事業所間で共有を図る必要がある。</p> <p>7 地域共生社会となると、地域にあるインフォーマルなサービスも含め、サービス等利用計画の中に示すことが必要である。</p>
--	---

(2) 専門部会 権利擁護部会

(ア) 目的：障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するために関係機関と連携し、ネットワークづくりと普及啓発を行う。

(イ) 参加者：相談支援事業所、障がい児通所サービス事業所、社会福祉協議会、行政（障害福祉課）

(ウ) 令和2年度の内容・参加者数

◆今年度のテーマ「合理的配慮」

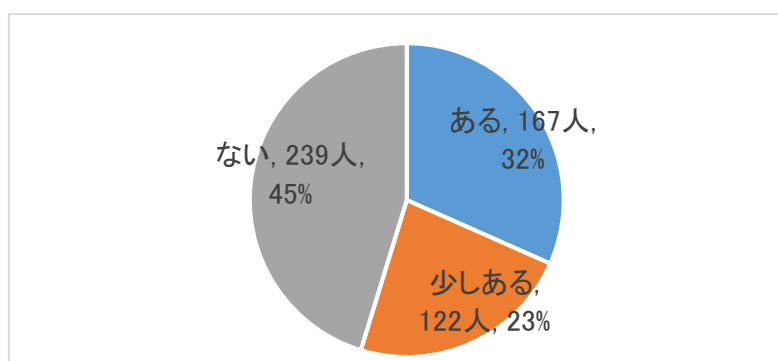
開催日	内容	参加人数
6月8日	部会の活動内容について	6人
11月26日	FMサンサンきらら	
12月1日～ 12月18日	障がい者週間に併せて、市役所1階ロビー及び山陽総合事務所1階ロビーで市内障がい福祉サービス事業所利用（児）者の作品を展示	
1月7日	研修「合理的配慮とは？障がい者の権利と事業者の義務」	
1月下旬	精神保健福祉講座の開催	

3 アンケート結果からみた地域課題について【権利擁護】

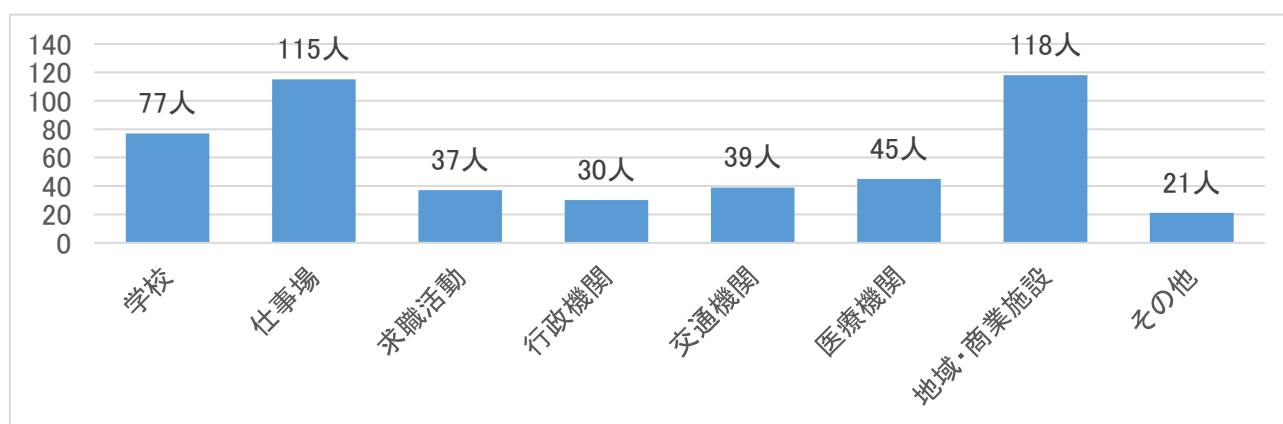
◆アンケート対象者：障がい者手帳所持者

☆障がいがあることで嫌な思いをしたことがある人が半数以上で、嫌な思いをした場所としては地域・商業施設、仕事場、学校が多い。

【問A】 あなたは、障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをしたことがありますか。(1 つだけ)



【問B】 問18で「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。どのような場所で嫌な思いをされましたか。(いくつでも)



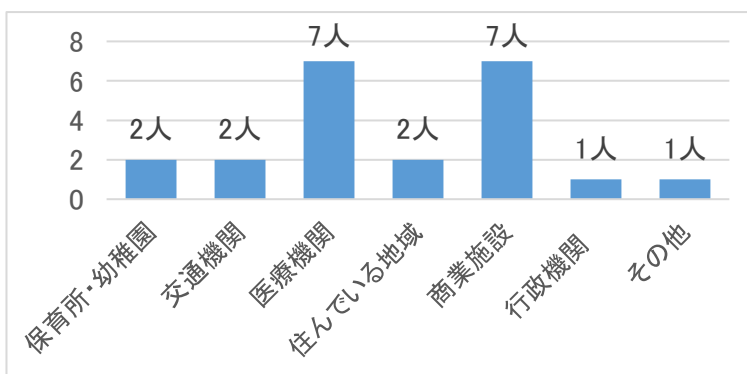
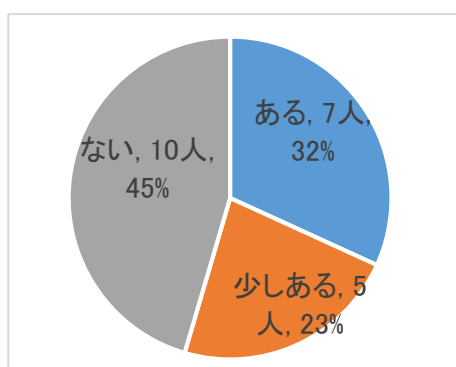
障がいがあることで嫌な思いをしたことがある人が半数以上で、嫌な思いをした場所としては地域・商業施設、仕事場、学校が多く挙がっています。

◆アンケート対象者：児童発達支援サービス利用者

☆差別を受けるなど嫌な思いをしたと回答した保護者が多い。

【問A】 保護者として、お子様が障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをされたことがありますか。

【問B】 問Aで「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。どのような場所で嫌な思いをされましたか。（いくつでも）



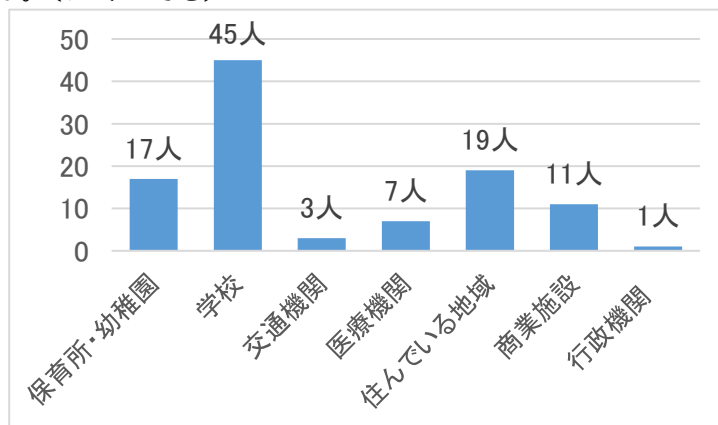
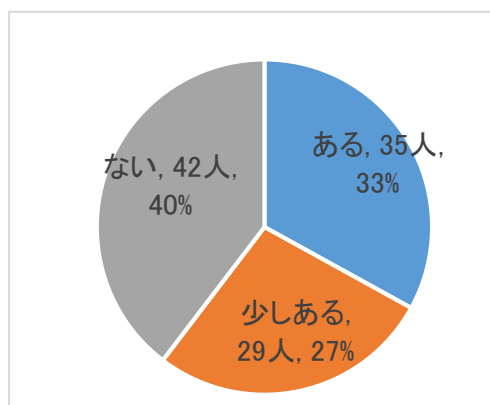
障がいがあることで差別を受けるなど嫌な思いをしたと回答した保護者が半数以上で、嫌な思いをした場所として医療機関と商業施設が多くなっています。

◆アンケート対象者：総合支援学級通級児童・生徒の保護者

☆半数前後の保護者が、子ども、保護者自身が差別を受けるなど嫌な思いをしたと回答し、嫌な思いをした場所としては学校が最も多い。

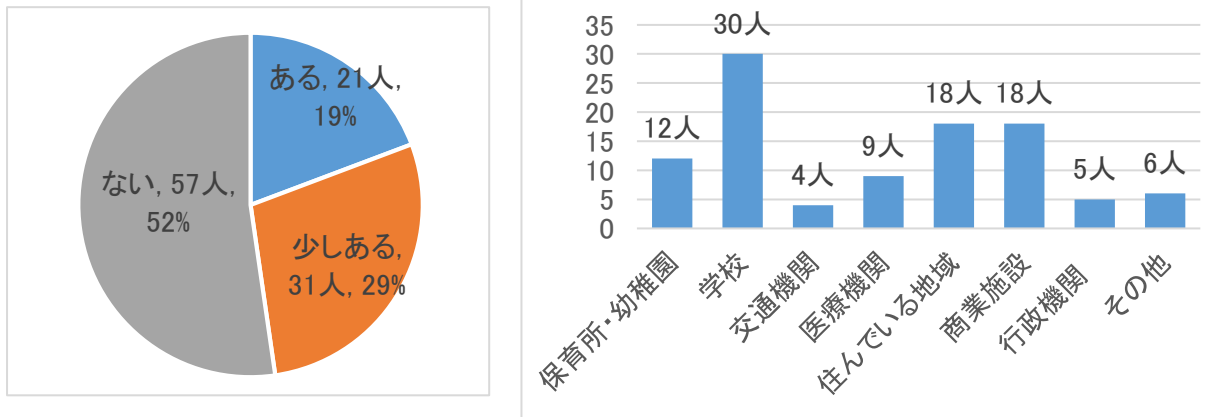
【問A】 お子様は、障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをした（表情などから嫌な思いをしていそうだと保護者として感じた）ことがありますか。（1つだけ）

【問B】 問Aで「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。どのような場所で嫌な思いをされましたか。（いくつでも）



【問A】 保護者として、お子様が障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをされたことがありますか。

【問B】 問Aで「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。どのような場所で嫌な思いをされましたか。（いくつでも）



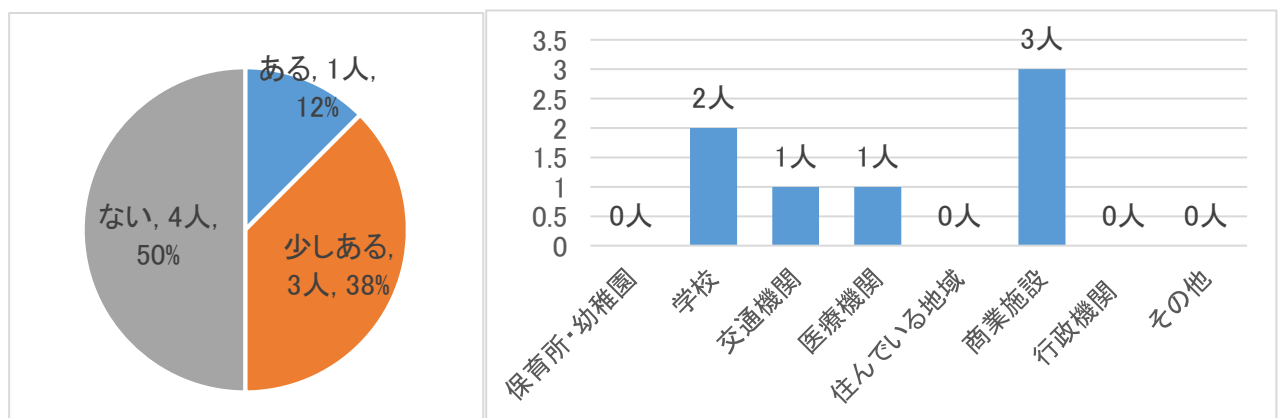
半数前後の保護者が、子ども、保護者自身が差別を受けるなど嫌な思いをしたと回答しています。嫌な思いをした場所としては、学校が最も多く、住んでいる地域、商業施設、保育園・幼稚園、医療機関などが続いています。

◆アンケート対象者：総合支援学校障がい福祉サービス利用児童・生徒の保護者

☆半数の保護者が、子ども、保護者自身が差別を受けるなど嫌な思いをしたと回答し、嫌な思いをした場所としては商業施設が最も多い。

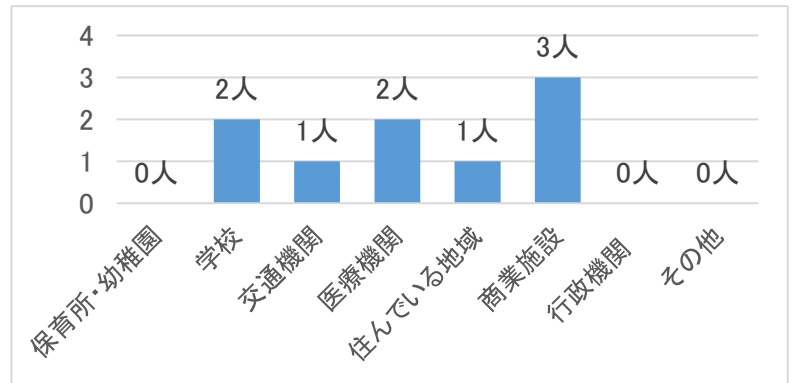
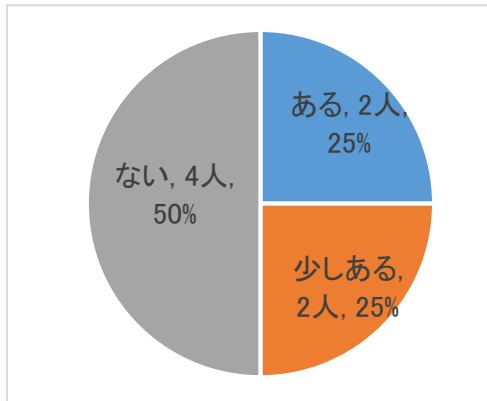
【問A】 お子様は、障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをした（表情などから嫌な思いをしていそうだと保護者として感じた）ことがありますか。（1つだけ）

【問B】 問Aで「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。どのような場所で嫌な思いをされましたか。（いくつでも）



【問A】 保護者として、お子様が障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをされたことがありますか。

【問B】 問Aで「1：ある」又は「2：少しある」と回答された方におたずねします。どのような場所で嫌な思いをされましたか。（いくつでも）

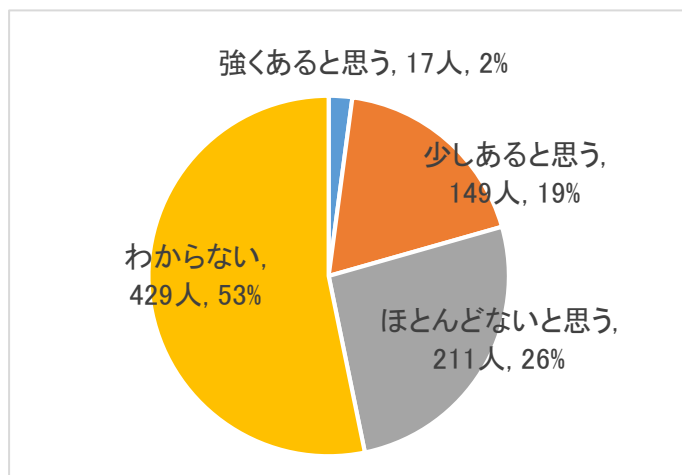


半数の保護者が、子ども、保護者自身が差別を受けるなど嫌な思いをしたと回答し、嫌な思いをした場所としては、商業施設が最も多くなっています。

◆アンケート対象者：市民

☆障がいがある方への差別や偏見がないと思う人の方が多い。

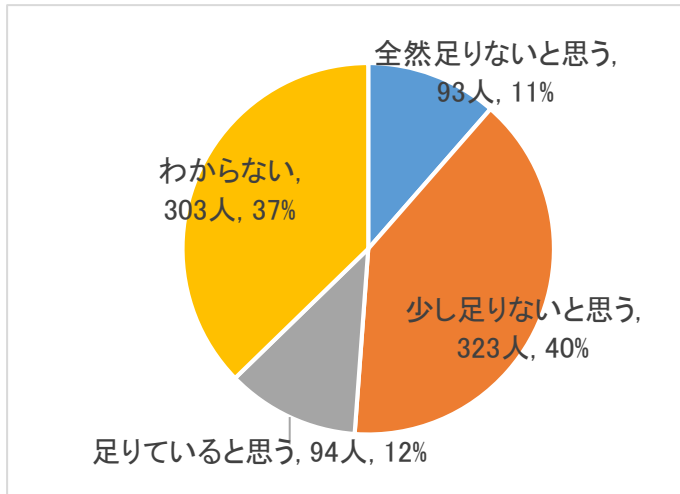
【問C】 山陽小野田市では、障がいがある方に対して差別や偏見があると思いますか。



「わからない」が最も多いですが、差別や偏見が「強くある」もしくは「少しある」と思う人より、「ほとんどないと思う」と回答した人の方が多かったです。

☆障がいがある方への配慮や理解が足りないと思う人が多い。

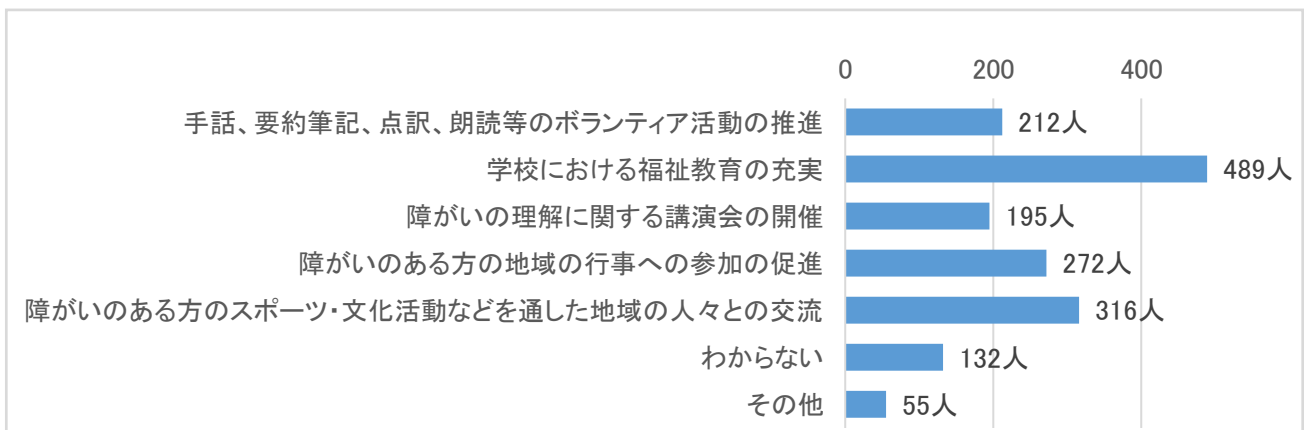
【問D】 普段の生活の中で障がいのある方への配慮や理解が足りないと思いますか。



「わからない」が最も多いですが、障がいのある方への配慮や理解が「全然足りない」もしくは「少し足りない」と思う市民が5割を超えています。差別や偏見はないと思っても、配慮や理解は足りていないと考える人が少なくありません。

☆障がいへの理解を深めるために必要なのは、学校における福祉教育の充実、続いて、スポーツ・文化活動などを通じた地域の人々との交流。

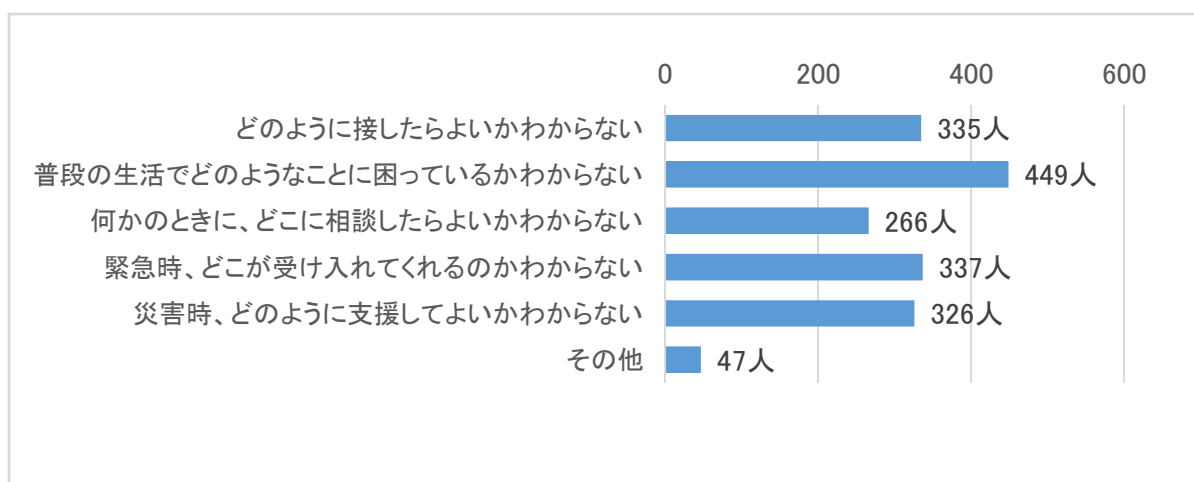
【問E】 社会が障がいのある方への理解を深めるためには、何が必要だと思いますか



社会が障がいのある方への理解を深めるために必要なものとして、「学校における福祉教育の充実」が最も多く、続いて「障がいのある方のスポーツ・文化活動などを通じた地域の人々との交流」が多かったです。スポーツ・文化活動、地域行事、ボランティア活動、講演会を通じて、障がいのある方への理解が深められることが期待されます。

☆障がいのある方が近所にお住まいの場合の不安を軽減できるような方策が必要

【問F】 障がいのある方が近所にお住まいの場合（お住まいでない場合はお住まいと仮定した場合）、住民としてどのような事が不安ですか。 （該当するものすべて）

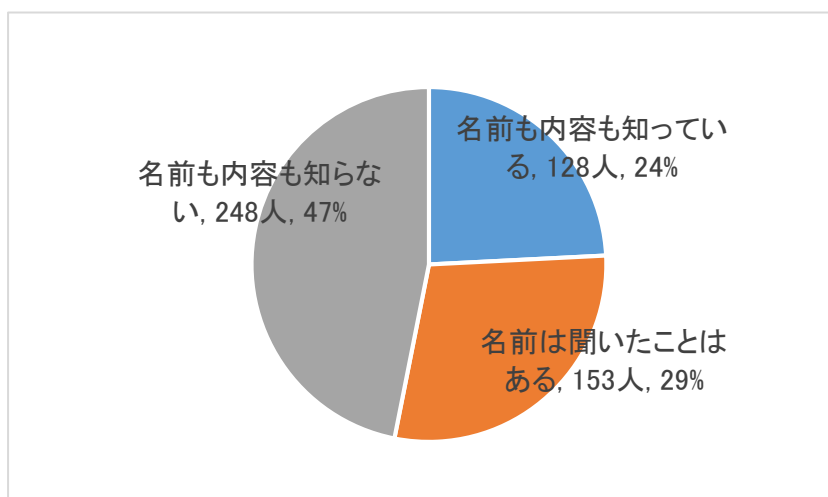


障がいのある方が近所にお住まいの場合（お住まいと仮定した場合）、「普段の生活でどのようなことに困っているかわからない」、「どのように接したらよいかわからない」と回答した市民が多く、さらに緊急時、災害時、何かの時の対応にも不安を持っていることがわかります。不安を軽減できるような方策が必要です。

◆アンケート対象者：障がい者手帳所持者

☆成年後見制度の周知はまだまだ。

【問G】 成年後見制度についてご存じですか。（1 つだけ）



成年後見制度は、名前も内容も知らないという人が半数近く、周知はまだまだと言えます。

○山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例

平成17年3月22日条例第30号
最終改正 令和2年3月31日条例第6号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市の執行機関の附属機関（次条において「附属機関」という。）として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第2条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事務
市長	山陽小野田市自立 支援協議会	障害者の地域での自立を目指し、山陽 小野田市の障害者の課題について協議 すること。

○山陽小野田市自立支援協議会規則

平成21年9月25日規則第44号
最終改正 平成31年4月1日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、山陽小野田市に居住する障害者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービスについての総合的な調整・連携の下、障害者が地域で安心して生活できるよう支援するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (2) 地域の関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (4) 障害者や家族・地域社会との関係構築に関すること。
- (5) 関係機関等の職員等に対する研修に関すること。
- (6) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業所を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募により選出された市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(定例会)

第5条 地域の課題について、地域の関係者が定期的に集まり、情報共有及び協議を行うために、定例会を行う。

(運営委員会)

第6条 協議会に協議会の円滑な運営及び、施策の推進のために運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営委員長及び運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、市が相談支援事業を委託している相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の一般相談支援事業所又は同法第51条の20第1項の特定相談支援事業所をいう。）の相談支援専門員及び、障害福祉サービス事業所を代表する者をもって構成する

4 前項の規定にかかわらず、運営委員長が必要と認めるときは、協議会の委員を運営委員会に招集できる。

5 運営委員長は、運営委員の中から互選により定める。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて課題解決の目的及び期間を定めた専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会員は、運営委員会の中で問題解決に必要と認めた委員をもって構成する。

4 部会長は、部会員の互選により定める。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第10条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第11条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。